

東京都における小学生の交通事故

2026.6.8 校長 西谷 秀幸

(音楽アウトリーチの話 デイキャンプの話)

今日は6月の学校だよりも書いた「東京都で起きた小学生の交通事故の特徴」についてお話をします。

●小学生の交通事故全体の数は、毎年 1000 件程度

東京都では、去年、小学生の交通事故が 1028 件起きました。毎年 1000 件くらい起きていて、これは、毎日 3 人の小学生が交通事故にあっている…という計算になります。

●3年生を境に自転車が歩行中事故を上回り、4～5年生の事故が最多

では、東京都の小学生で、去年、自転車での交通事故が一番多かったのは、何年生だと思いますか。

正解は、4年生です。学年別にみると、1年生… 38件、2年生… 74件、3年生… 103件、4年生… 166件、5年生… 154件、6年生… 136件で、自転車に乗って出かけることが増える3年生から自転車の交通事故も増え、4～5年生が一番多くなっています。

●子供の事故の3件中2件（約 65 %）が自転車に乗っている時の事故・歩行者の交通事故死傷者数は「7歳」が最多

歩いているときに起きる事故は、7歳、つまり1年生の年齢が一番多くなっています。また、1～2年生は、自転車より歩いている時の事故が多く起きているのに対し、3年生以上になると、歩きよりも自転車の事故が増えます。小学生の交通事故のうち、約 65%（3人中、2人）が自転車に乗っている時の事故です。

●一番多く起きている時間帯は午後4時～6時！午後2時～6時は超危険な時間帯

去年、小学生の交通事故が一番多く起きが時間帯は、夕方4時～6時（352件）でした。次に多いのが午後2～4時（283件）で、下校するとき、友達と遊びに行くとき、習い事に行くときなど、午後2時～6時が、とても危ない時間帯になっています。

●7割の小学生が、何の違反もしていないのに交通事故に遭遇

小学生の交通事故で、一番多い原因が「飛び出し」でした。実は、約7割（10人中、7人）は、自分が交通ルールを守っていたのに、大人が交通ルールを守らなかったことによって事故にあっています。そのため、道路を横断するときは、青信号でもまわりの安全をしっかりと確かめることが大切です。

14年前、板橋区では、小学2年生が交通事故で2人も亡くなるという悲しい出来事がありました。また、去年の12月にも、学校から家に帰る5年生が、信号機のない横断歩道でトラックにはねられ、亡くなりました。東京都では、小中学生の交通事故が毎月、起きていて、ヘルメットをかぶっていない小学生の自転車の交通事故が多く起きています。

ちなみに、東京都ではなく、兵庫県の神戸という町での話ですが、16年前に5年生が自転車で人をひいて大けがをさせてしまい、裁判所が5年生のお母さんに賠償金として9500万円を支払いなさい…という判決を出したこともありました。

5月～7月は新しい学年にも慣れ、学校生活だけでなく、ふだんの生活でも気が緩んできて交通事故が増えてくる時期です。だから、ヘルメットをかぶり、交通ルールを守ると共に、まわりをよく見て安全を確認することで、交通事故にあわないようにして、自分の命は自分で守るようにしましょう。

もちろん、自分が事故を起こす加害者にならないように、運転に気を付けましょう。

(上ばき揃えの話)

これで朝会のお話を終わります。

(裏面に「先生方へ」があります)

〈先生方へ〉

先週は、台風対応や音楽の出前授業など、ありがとうございました。今週は、日光移動教室があります。学校行事としての引率とサポートをよろしくお願いします。

さて、今回は、6月の学校だよりに書いた「東京都における小学生の交通事故」を中心に話をしました。5月27日には、1年生が「歩行者シミュレーター」、6月2日には、3～4年生が「自転車シミュレーター」を体験していますが、それぞれこの学年で行うことには、数値的な裏付けがあることが分かります。

14年前、板橋区では同じ年に区立小学校の2年生が2人、交通事故によって亡くなるという痛ましい出来事があり、昨年12月には、区立小学校の児童ではありませんが5年生が下校時に交通事故で亡くなるという悲しい事故がありました。

ちなみに、東京都の全年齢層の交通事故発生件数は12月が最も多いそうですが、小学生に限っては、4月（3月）から発生件数が増え、5～7月に最も多く発生する傾向があります。また、発生件数は全年齢層で見ると、長期的には減少傾向にありますが、小学生については1000件前後で横ばいが続いています。発生する時間帯についても、起きそうな時間帯に起きている印象があり、東京都と同様に、板橋区内の小学生でも特に多いのが放課後の事故であり、自転車等に乘っている時の事故、飛び出しによる事故です。

なお、下記を筆頭に小学生が加害者になる事例も増えているようです。自転車安全利用五則も改訂されましたので、私たち大人もしっかりとルールを守っていきましょう。

上ばき揃えについても、見えないところで支えてくださっている方に感謝をするとともに、自分の履き物を自分で揃えられるようにしたいですね。各学級で実態に合わせて補足や指導をよろしくお願いします。

【資料】小学生の自転車事故 母親に9500万円賠償命令 神戸地裁

小学生が乗った自転車にはねられて植物状態になったとして、被害女性（67）の家族と保険会社が児童の母親（40）に対し、計約1億600万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、神戸地裁の田中智子裁判官は4日、児童の母親に計約9500万円を支払うよう命じた。

判決によると、事故は2008年9月、神戸市北区で発生。時速20～30キロで坂を下っていた小学5年生の男子児童＝当時（11）＝の自転車と、散歩中の原告女性が衝突。女性ははね飛ばされて頭を打ち、意識不明の重体となった。

田中裁判官は事故当時、男子児童がヘルメットを着用していなかったことなどから「（母親が）十分な指導や注意をしていたとはいえず、監督義務を果たしていなかったのは明らか」として保護者の責任を認めた。

交通事故に詳しい高山俊吉弁護士（東京弁護士会）は「被害が重大だと自転車事故でも高額な支払いが求められるケースが増えている。自転車事故自体が増える中、裁判所も過失を厳しく捉える傾向にあり、判決は保護者の監督責任を厳しくみたのだろう」と話している。（神戸新聞 2013年7月5日）

<http://www.kobe-np.co.jp/news/shakai/201307/0006130576.shtml>

〈自転車安全利用五則〉

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

